

「平成25年度緑の少年団育成業務委託」 企画提案募集要領

公益財団法人さが緑の基金では、県内の緑の少年団（以下「少年団」という。）の団員や指導者を対象に、野外活動を通じて相互の交流を図るとともに、自主性及び協調性を養い、環境緑化・美化活動に積極的に参加する意識を醸成し、緑化の推進に資することを目的に「緑の少年団育成交流大会」並びに「緑の少年団活動発表大会」を開催することとしております。

今回、当該業務を実施できる法人を募集します。

1 委託名称

平成25年度緑の少年団育成業務委託

2 業務内容・・・詳細は、別添「特記仕様書」及び「積算書」参照。

業務内容は次のとおりとします。

(1) 「緑の少年団地区交流大会」の開催

県内の緑の少年団を3地区に区分し、委託期間内に各地区1回ずつ交流活動を開催する。

(2) 「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」の開催

県全域の少年団の各代表を対象に委託期間内に1回交流大会を開催する。

(3) 「佐賀県緑の少年団活動発表大会」の開催

「緑の少年団県交流大会（緑の探検学習会）」の開催に併せて、各地区の緑の少年団の代表による活動発表会を開催する。

3 業務の詳細は、別添「特記仕様書」及び「積算書」参照。

業務の実施に当たっては、県内の多くの緑の少年団が楽しく、安全に参加できるように努めることとします。

4 委託期間

（契約の日）～平成26年3月21日

5 委託費

1,959,920円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限額とします。

6 委託業者の資格要件

委託業者は、次の各号に掲げる要件すべてを満たす者としてします。

(1) 佐賀県内に事務所を置くNPO法人

(2) 本業務の趣旨を十分に理解し、法人の定款、規約等に照らして、業務内容を確実に実施できる事業者

(3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていない事業者

(4) 暴力団または暴力団の統制下にある法人でない事業者

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない事業者

7 募集期間及び申請方法

下記の必要書類を平成25年5月8日(水)から平成25年5月22日(水)までに協議会事務局まで持参または郵送にて1部提出してください(期間内必着)。なお、提出された書類は原則として返却しません。

- 企画提案申請書 ……別添様式
- 企画提案書 ……【様式1】
- 見積書 ……【様式2】
- 法人に関する調書 ……【様式3】
- 定款、規約等
- 直近1事業年度の同種業務の実績

8 委託業者の選定方法

審査委員会を開催し、提出された申請書類を下記の審査項目に基づいて審査し、資格要件に適合した団体を選定します。

- (1) 企画性：緑の少年団が楽しく安全に参加できる企画であるか
- (2) 創造性：地域の特性などを活かし、創意工夫された企画であるか
- (3) 実現性：業務の確実な実施が期待できる法人であるか
- (4) 目的の整合性：緑化の推進及び普及啓発の効果を期待できるか
- (5) 費用の妥当性：見積金額が業務に見合った経費で積算されているか

9 見積結果の通知

見積結果は、提出期限終了後落札者にのみ通知します。

《提出先・お問合せ先》

佐賀県緑の少年団連絡協議会事務局（担当：鶴田、百武）

住所：〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59（佐賀県庁 新行政棟7階 森林整備課内）

TEL：0952-25-7136 FAX：0952-25-7312

E-mail：midori-jimukyoku001@beach.ocn.ne.jp

URL：<http://www.sagamidorinokikin.com/>（←申請様式をダウンロードできます）